

ソフトウェアの保守に関する契約書

(以下、「甲」という)とイースト株式会社(以下、「乙」という)は、乙が甲に販売した SkyLink Ver.12 (以下、「製品」という)に関して、保守作業について以下の通り合意する。

(定義)

第1条 「保守」とは本契約第2条の定めに従い乙が実施する作業をいう。

(保守の内容・範囲)

第2条 乙は甲に対して製品に関する以下の作業を実施することとする。

- (1) 甲はコンピュータ・システムの適切な資格と専門技術知識を持つ「サポート・コーディネーター」(以下、コーディネーターという)を最大3名まで任命し、これらの者を本契約に基づく当該サービスに関連して、乙との接触担当窓口とする。甲は本契約有効期間中に任命したコーディネーターを変更することが出来るが、その場合は、乙に対し書面にて通知するものとする。乙は、コーディネーター以外の者からの問い合わせに対しては一切応答する義務が無いものとする。
- (2) 甲が製品の使用上発生した不明点に対し乙はサポート(問い合わせ対応)を行う。甲からの問合せ手段は、主に電子メールとし、その他電話、FAXでも可能とする。乙からのサポート手段は、電子メール、電話、FAX、Web、その他に依って行うものとする。サポート時間は、乙営業日、営業時間内の 10:00~12:00、13:00~17:00 とする。
- (3) 甲もしくは乙が発見した製品の不良について、乙はその修正内容もしくは調査内容を記述した報告書を、上記(2)の何れかのサポート手段をもって甲へ提出することとする。
- (4) 甲が不良と思われる部分を発見した場合は、乙はその部分を最善の努力を以って究明に当たるものとし、甲に対し速やかにその存在の有無の確認及び対処の助言を与えるものとする。
- (5) 甲は本契約期間中、乙が不良の修正若しくは機能強化した「製品」の最新リリースを出荷したときは、その最新版と入れ替えることが出来る。最新版とは、たとえば「リリース1」、「リリース2」と呼称を更新されていったものをいう。
- (6) 「製品」の運用上で問題が発生し、それが乙以外の者によって訂正、追加又は変更された「製品」の甲による操作又は運用、コンピュータ・ハードウェア若しくは他のソフトウェアの故障又は欠陥、不適当な使用又は運用(電源環境、

その他の事情など)等のいずれかに起因すると乙が判断したとき、甲は当該サービスを受ける為に乙に実費を支払うものとする。

(対価及び支払)

第3条 甲は本契約第2条に記載する保守作業の対価として、別紙にて乙より提出された見積書に記載された年間料金を乙に支払うものとする。但し保守作業に伴う交通費、宿泊費等に要する費用については、乙が別途甲へ請求し、甲が同意した金額を甲が乙へ支払うものとする。

第4条 本契約第3条に記載する支払は、別途甲が定める支払条件に基づいて実施されるものとする。

(契約期間)

第5条 本契約は、甲が本契約上に署名及び捺印した日を起算日として1年間を単位として有効とし、これを初年度とする。次年度からの年間契約は自動更新されるものとし、年間料金は本契約第3条、第4条に基いて毎年発生するものとする。但し、甲が次年度に契約を更新する意思の無い場合は、本契約の有効期間が終了する日の60日前までに、乙に対し書面にて通知するものとする。

第6条 本契約は、本契約第5条に記載する有効期間が終了したとき、本契約期間中にいずれか一方の本契約当事者が相手側に物的損害を与えたとき及び書面による警告を発したにも拘らず、相手側が30日以内にその不法行為を停止しないとき、いずれか一方の当事者が業務を中止したとき、当事者双方の責任に帰すべからざる事由により双方若しくはいずれか一方の当事者の業務が遂行できなくなったときは終了するものとする。

(範囲外作業)

第7条 以下の作業については本契約第2条に記載する保守作業に含めない事とし、作業を行う場合は別途見積の上行うこととする。

- (1) 甲または甲の取引先の依頼による、仕様変更／追加作業。
- (2) 製品のバージョンアップ (機能追加／変更)。
- (3) 乙の責に起因しない障害。

(準拠法)

第 8 条 本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第 9 条 本契約に定めなき事項又は契約の履行に関し疑義を生じた場合には、甲乙誠意をもって協議し、円満解決を図るものとする。

本契約の成立を証する為、本契約 2 通を作成し、甲乙各 1 通保持する。

年 月 日

甲

乙

東京都渋谷区代々木 2-22-8

イースト株式会社

代表取締役社長 熊 野 哲 也